

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

蒲郡市立蒲郡東部小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、**学校全体で組織的に対応していく。**

蒲郡東部小学校では、校訓「事に魂をこめよ」を実現できるように、「あたたかく（徳）、たくましく（体）、かしこく（知）、未来に向けて、たくましく心豊かに生きる子の育成」に尽力している。児童一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけさせることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

※けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を全職員（必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える）で構成し、一か月に一度、開催する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

緊急性のある場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、養護教諭、該当担任等で構成した運営委員会、または校長、教頭、教務主任、校務主任、該当学年で構成した企画委員会で、すみやかに対応する。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

※問題の解消とは、以下の２点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が少なくとも３か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談し、確認する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

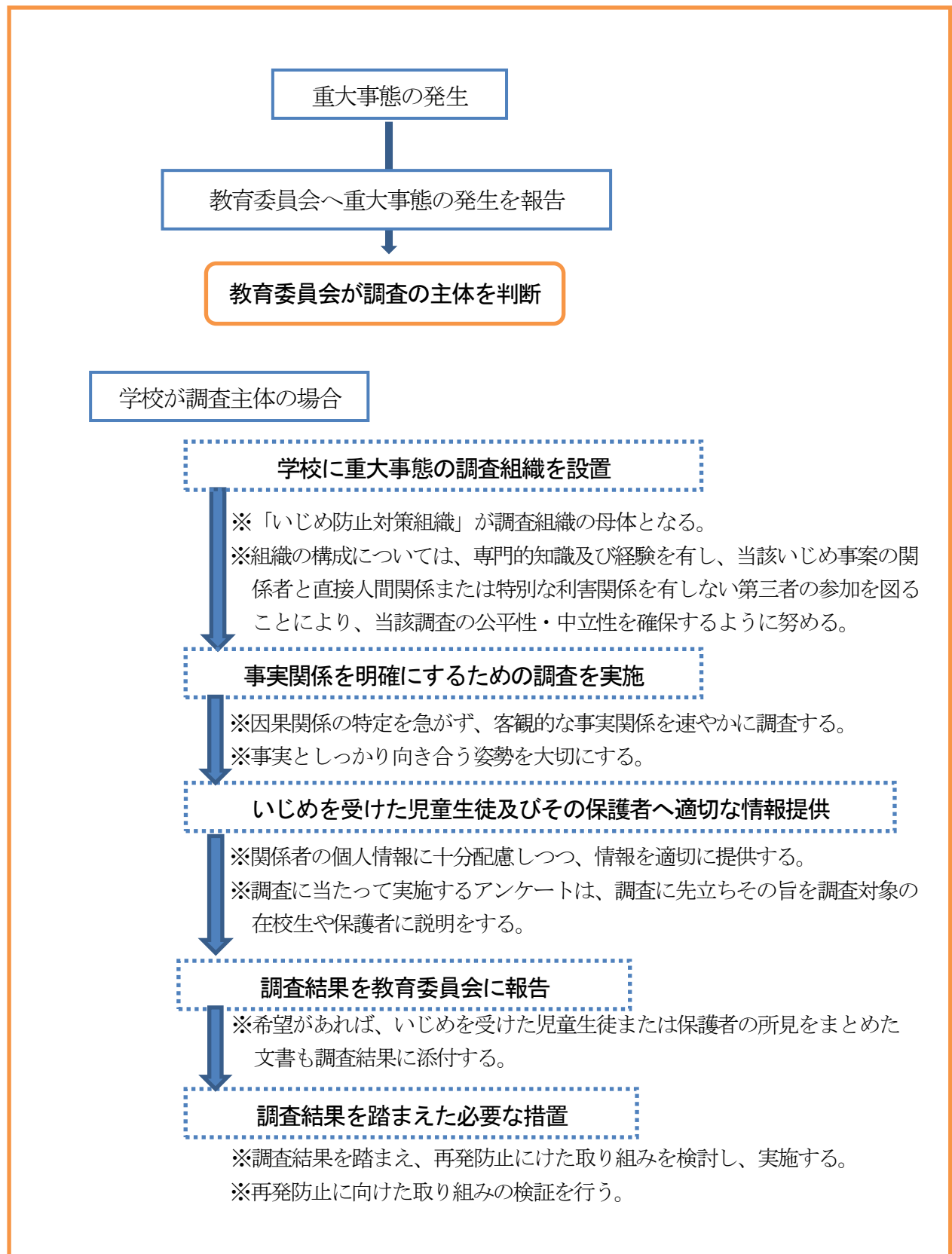
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者へのいじめアンケート（6月の生活アンケート、学校評価アンケート）を実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜蒲郡東部小学校 令和7年度 年間計画＞

		いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換 ○蒲中校区四校連絡会	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の周知
5月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○運動会	○教育相談週間 ○PTA役員会の開催→情報交換	○蒲中学区運営協議会 ○学区健全育成協議会 ○事業所資源回収
6月			○情報モラル指導（ネットモラル）	○「いじめアンケート」の実施	○保護者へのいじめアンケート
7月		○全教職員による「いじめアンケート」の実施→検証			○個人懇談会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ）		○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	
9月				○身体測定	○「とがみっ子まつり」（未定）
10月			○5年 野外活動 ○秋の校外学習		○学区体育祭 ○事業所資源回収 ○蒲中学区運営協議会
11月			○6年 修学旅行		
12月			○人権週間（集会） ○マラソン大会	○蒲中校区四校連絡会	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○全職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「いじめアンケート」の実施 ○教育相談週間	
2月		○自己評価	○感謝の会 ○学習発表会		○授業参観 ○蒲中学区運営協議会
3月		○評価アンケート等をもとに「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○PTA役員会の開催→情報交換	
通年	○いじめに関する情報の収集・対応策の検討（月に1回）	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活日記	○あいさつ運動（児童会企画）	

※いじめが発生した場合の対応については、運営委員会・企画委員会など関係する職員で共通理解を図りながら、すみやかに対応していく。

いじめをおこさせない、教職員向けチェックリスト

○いじめに関する認識

- ☐ いじめをすることは人間として絶対に許されないという認識をもっている。
- ☐ いじめに関して「傍観者」も同様に悪いことだという認識をもっている。
- ☐ いじめは、どこのクラスにも起こりうるという認識をもっている。
- ☐ いじめに関して、嫌がらせも含めて、問題視する力をもっている。(これくらいは悪ふざけだろうと軽視することはない)

○担任教師として（日々の学年、学級経営）

- ☐ 他の教職員と共通理解、相互信頼を基盤に教育目標の具現化に努めている。
- ☐ 子どもたちの観察、日記、アンケートや面談を通して、子どもの実態把握に努めている。
- ☐ 学級、学年の子どもたちの人間関係について、把握に努めている。
- ☐ 子どもたちが規則正しい生活を送ることができるように努めている。
- ☐ 子どもたちが互いのよさや違いを認め合えるように努めている。
- ☐ 日々児童理解に努めて、一人一人のよさから個性を伸ばそうとしている。
- ☐ いけないことは「いけない」と毅然とした態度をとることができる。
- ☐ いじめ情報に限らず、日々の学級の様子を学年間や学校内で共有している。

○授業において

- ☐ 子どもたちの「できた喜び」「わかる喜び」を大切にして、授業作りをしている。
- ☐ 「主体的・対話的な深い学び」となるように授業を工夫している。
- ☐ 子どもたちの思いを大切にした学級活動や児童会活動を支援している。
- ☐ 他人を思いやる心、自他の生命の大切さを身につけることのできる指導を道徳、その他の教育活動で行っている。

○家庭や地域との連携

- ☐ 学校行事や学年での様子について、学年通信等で情報発信するように努めている。
- ☐ 子どもで気になることや問題行動等で指導した後は家庭連絡をしている。

○いじめに関わる直接指導

- ☐ 教育相談事前アンケート等、記入にあたっては他人に見られないように配慮している。
- ☐ アンケート等実施したら、すぐに目を通している。
- ☐ いじめの可能性がある場合は、すぐに学年主任、対策組織に報告や相談をしている。
- ☐ いじめの可能性がある場合は、十分な聞き取り調査をして事実を把握している。
- ☐ いじめられている子どもや情報提供してくれた子どもを守り通すことができる。
- ☐ いじめている子どもの指導では、その行為に関しては毅然とした態度で指導し、その上でその行為の背景などに寄り添い、根本的な改善に努めている。